

静岡県告示第554号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月15日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称	所在地	売りさばき所の位置	名称	所在地	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
島田市	(略)	(略)	島田市	(略)	(略)
		<u>島田市竹下470番地</u> <u>の2</u> 島田市役所金谷北支所内			<u>島田市金谷代官町3400番地</u> <u>島田市役所金谷支所内</u>
		島田市金谷本町2014番地の2 島田市役所金谷南支所内			
(略)			(略)		
2 (略)			2 (略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年10月1日から施行する。